

# お知らせ

## 1.改正点

### ☆住宅ローン控除の適用期限延長

令和4年度税制改正において、住宅の取得等で一定の要件を満たす場合、住宅ローン控除の適用期限が延長され令和7年12月までに入居すれば要件に応じて13年間もしくは10年間の住宅ローン控除の適用を受けられるようになりました。

### ☆未成年者の年齢要件変更

民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から非課税の未成年者の年齢要件も、賦課期日時点(1月1日)において20歳未満から18歳未満に引き下げられました。

### ☆市民税県民税均等割の税率の改正

令和6年度から「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」による市民税県民税均等割の加算がなくなり、市民税が3,000円、県民税が1,500円となります。また、国内に住所のある個人に対して新たに森林環境税が課税され、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円の国税が徴収されます。

## 2.公的年金からの特別徴収(天引き)制度

市県民税を公的年金から特別徴収する制度の対象となる方は、「4月1日に年額18万円以上の老齢基礎年金等を受給している65歳以上の人で、前年中の年金所得に係る市県民税の納税義務のある人」です。「介護保険料の特別徴収の対象とならない人」や「当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の額を超える人」などは特別徴収の対象にはなりません。この制度は、市県民税の納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

公的年金から特別徴収される税額は「年金所得に係る市県民税額」であり、年金所得以外の所得に係る市県民税額については、従来どおりの方法で納めていただくこととなります。複数の公的年金を受給している人は老齢基礎年金から優先順位に従って特別徴収します。

公的年金からの特別徴収の開始初年度は、当該年10月支給分の年金からとなります。そのため当該年度の「年金所得に係る市県民税額」の半分は当該年6月及び8月に普通徴収(納税通知書で銀行等で納める方法、または口座振替する方法)により納めていただき、残りの半分は当該年10月、12月、翌年2月の3回に分けて公的年金から特別徴収します。また、翌年4月、6月、8月は令和5年度の公的年金等の所得に係る年税額の2分の1に相当する額を仮徴収します。

## ●市県民税を納める人(納税義務者)

令和5年1月1日現在で高知市に住所があるか、あるいは事務所等がある場合に、次のとおり課税されます。

納める税	納税義務者	市内に住所がある人	市内に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷がある人
均等割		○	○
所得割		○	×

## ●市県民税が課税されない人

### 1.均等割も所得割もかからない人

- 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者(平成17年1月3日以降生まれ)、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人

### 2.均等割がかからない人

前年の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の人

$$31万5千円 \times \left\{ \begin{array}{l} \text{本人、同一生計配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\} + 10万円 + \frac{18万9千円}{*}$$

\* 同一生計配偶者又は扶養親族のいずれも有しない場合、この金額は加算しない。

### 3.所得割がかからない人

前年の総所得金額等が次の算式で求めた金額以下の人

$$35万円 \times \left\{ \begin{array}{l} \text{本人、同一生計配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\} + 10万円 + \frac{32万円}{*}$$

\* 同一生計配偶者又は扶養親族のいずれも有しない場合、この金額は加算しない。

## ●市県民税所得割の税率

市県民税所得割の税率は平成18年度までは3段階の超過累進税率構造になっていましたが、国から地方への税源移譲により平成19年度から一律10%の比例税率構造に変わりました。それに伴い所得税の課税区分と税率も変わりました。

課税所得金額	平成18年度まで 税源移譲前(3区分)	平成19年度から 税源移譲後(一律)
1,000円～1,999,000円	5% (市民税3%) 県民税2%)	10% (市民税6%) 県民税4%)
2,000,000円～6,999,000円	10% (市民税8%) 県民税2%)	
7,000,000円～	13% (市民税10%) 県民税3%)	

## ●人的控除額の差の調整控除

税源移譲による個人の負担増を調整するため、所得税と市県民税の人的控除の適用状況に応じて市県民税を減額調整します。

市県民税の課税所得金額	市県民税の所得割額から控除される金額
200万円以下の人	①・② いずれか少ない金額の5% (市民税3%県民税2%) ① 人的控除額の差の合計額 ② 市県民税の課税所得金額
200万円超の人	{人的控除額の差の合計額 - (市県民税の課税所得金額 - 200万円)} × 5% (市民税3%県民税2%) ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

令和3年度から合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者には調整控除を適用しないこととされました。

## ◎市県民税と所得税の人的控除額の差

令和5年度 (単位:万円)

控除の種類	差額	控除の種類	差額
基礎控除*	5	扶養控除	一般 5
障害者控除	普通 1		特定 18
	特別 10		老人 10
	同居特別 22	同居老親等 13	
ひとり親控除	母 5	勤労学生控除 1	
	父 1	寡婦控除 1	

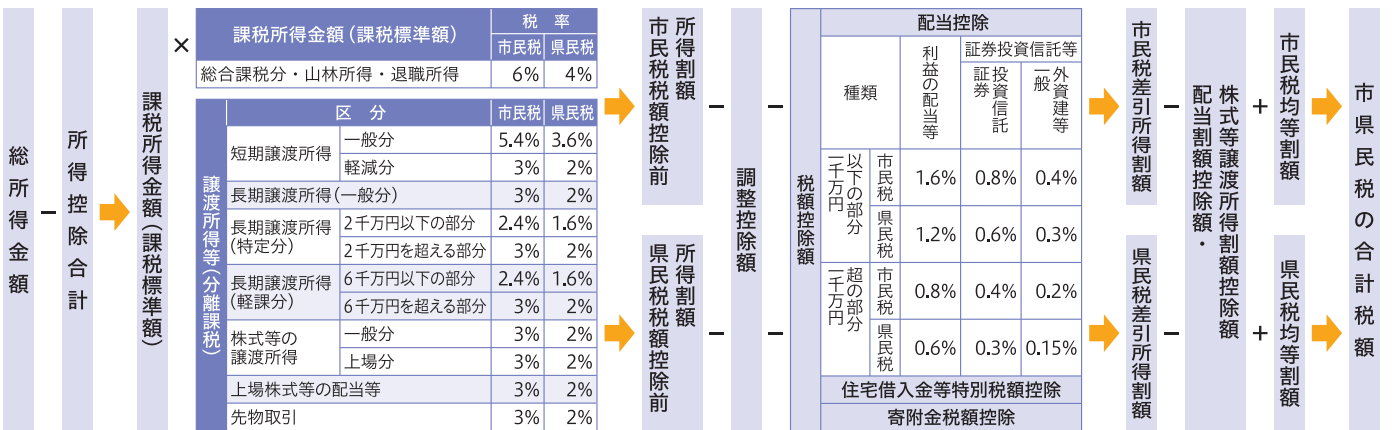
\* 基礎控除については、実際の控除額にかかわらず一律5万円となります。

控除の種類	差額			
	納税義務者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	5	4	2
	老人	10	6	3
配偶者特別控除	配偶者の合計所得 48万円超 50万円未満	5	4	2
	50万円以上 55万円未満	3	2	1

## ●税額の計算方法

- まず前年中(令和4年1月～令和4年12月)の収入金額を下表の所得の種類に当てはめて、それぞれの所得金額を計算し、合計します。
- 所得控除(基礎控除・配偶者控除・扶養控除・社会保険料控除・その他の控除)を差し引き、課税所得金額を計算します。
- 課税所得金額(課税標準額)に税率を乗じて、税額控除前所得割額を算出します。
- 「所得税との人的控除額の差の調整控除」の金額を控除します。
- 配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金控除等の税額控除がある場合は控除します。
- 「配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額」があれば控除します。
- 均等割額(市民税3,500円、県民税2,000円※)を加算して、令和5年度の市県民税額が決まります。

※ 県民税均等割2,000円のうち500円は森林環境保全のために使われます。



## ●所得の種類と所得金額の計算方法

所得金額は、収入金額から次の表のとおり必要経費を差し引き算出します。なお、市県民税は前年中(令和4年1月～令和4年12月)の所得をもとに計算します。 ※ 市県民税で分離課税の対象となる退職所得は、所得金額には算入されません。

## ●給与所得の速算表

給与の収入金額	給与所得金額
～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	給与収入 - 550,000円 = 円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	給与収入 ÷ 4 (千円未満の端数切捨て) A = .000円 A × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円	A × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円	A × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	給与収入 × 0.9 - 1,100,000円 = 円
8,500,000円～	給与収入 - 1,950,000円 = 円

★所得金額調整控除 給与所得者で下記に当てはまる方は、下記の金額を給与所得から差し引きます。

収入金額が850万円を超え次のいずれかに該当する方  
● 特別障害者  
● 23歳未満の扶養親族を有するもの (給与収入 (限度額1,000万円) ) - 850万円 × 10%  
● 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有するもの ※控除限度額15万円

給与所得と公的年金等の雑所得の合計額が10万円超 (給与所得の金額 + 公的年金等の雑所得の金額) - 10万円 ※控除限度額10万円

## ●「公的年金等の雑所得」の速算表

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計(A)	公的年金等の雑所得の金額		
		公的年金等の雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (昭和33年1月2日以後生まれ)	130万円未満	(A) - 60万円	(A) - 50万円	(A) - 40万円
	130万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円	(A) × 0.75 - 17万5千円	(A) × 0.75 - 7万5千円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円	(A) × 0.85 - 58万5千円	(A) × 0.85 - 48万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円	(A) × 0.95 - 135万5千円	(A) × 0.95 - 125万5千円
	1,000万円以上	(A) - 195万5千円	(A) - 185万5千円	(A) - 175万5千円
65歳以上 (昭和33年1月1日以前生まれ)	330万円未満	(A) - 110万円	(A) - 100万円	(A) - 90万円
	330万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円	(A) × 0.75 - 17万5千円	(A) × 0.75 - 7万5千円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円	(A) × 0.85 - 58万5千円	(A) × 0.85 - 48万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円	(A) × 0.95 - 135万5千円	(A) × 0.95 - 125万5千円
	1,000万円以上	(A) - 195万5千円	(A) - 185万5千円	(A) - 175万5千円